平成２６年（フ）第８３３号
京都市伏見区深草小久保町344番地　ハイツパープル312号
債務者　岡山絵里香
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２６号
京都市下京区西七条御領町71番地　吉村マンション３Ｆ５号
債務者　脇阪　信一
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９４４号
京都市右京区西院巽町14番地16　グランフォルム西院403、前住所大阪市旭区新森１丁目２番16号
債務者　岡段　竜也
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６５号
京都市山科区大宅辻脇町44番地　甲ノ辻マンション202号
債務者　石川　英二
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９８６号
京都市伏見区納所下野１番地　納所団地14棟304号、前住所京都府向日市上植野町落堀１番地の１　ヴェレーナ京都西向日716号
債務者　森田　由加
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１６号
京都府宇治市伊勢田町遊田12番地の247
債務者　田村　哲男
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１８号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６街区２棟510号
債務者　畑田与志也（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１９号
京都府宇治市菟道只川９番地の２
債務者　関口とも子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５６号
京都市左京区松ケ崎井出ケ海道町３番地12コルザ河村301号室
債務者　髙松　三郎
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
京都府舞鶴市字福来456番地の２
債務者　田中　昭光
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第７４９号
堺市南区和田564番地２
債務者　稲田　一美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７２号
大阪府富田林市東板持町２丁目13番３号
債務者　辻中　良江
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７３号
大阪府富田林市東板持町２丁目13番３号
債務者　辻中　　嗣
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７８４号
堺市北区常磐町２丁12番地１―203号、前住所堺市北区新金岡町５丁８番521号源野ハイツ203号
債務者　前田しのぶ
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
香川県高松市鬼無町佐料199番地１、住民票上の住所香川県高松市多肥下町1581番地２
債務者　實藤　雅人
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２６号
熊本県宇城市松橋町松橋1699番地３、前住所東京都葛飾区新小岩２丁目15番11号　永和第３ビル204
債務者　緒方　明徳
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４７号
沖縄県那覇市辻１丁目15番１―717号　琉食辻町マンション
債務者　後藤美智代
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部